

# 前回いただいたご指摘に関して

# 病院等に対する監督指導の状況について

- 平成28年に労働基準監督機関は約13万5千件の定期監督等を実施しており、そのうち病院を含む医療保健業に対しては約1,600件（1.2%）実施。
- 対象となった医療保健業の事業場のうち、労働時間に係る違反のあった割合は約36.3%となっており、全業種の労働時間違反率である約21.0%に比べて高い。

	平成28年（2016）		平成27年（2015）		平成26年（2014）	
	全数	うち労働時間に係る違反	全数	うち労働時間に係る違反	全数	うち労働時間に係る違反
全業種	134,617件	28,252件 (約21.0%)	133,116件	27,581件 (約20.7%)	129,881件	27,433件 (約21.1%)
うち医療保健業	1,613件	585件 (約36.3%)	1,772件	608件 (約34.3%)	1,365件	469件 (約34.4%)

(1.2%)

(1.3%)

(1.0%)

※労働時間に係る違反とは、労働基準法第32条または第40条の違反をいう。

(参考) 労働基準法第32条は1日8時間、1週40時間との法定労働時間を定めた規定。医療保健業のうち常時10人未満の労働者を使用するものについては、労働基準法第40条により、法第32条の規定にかかわらず、1週間について44時間、1日について8時間まで労働させることができる。